

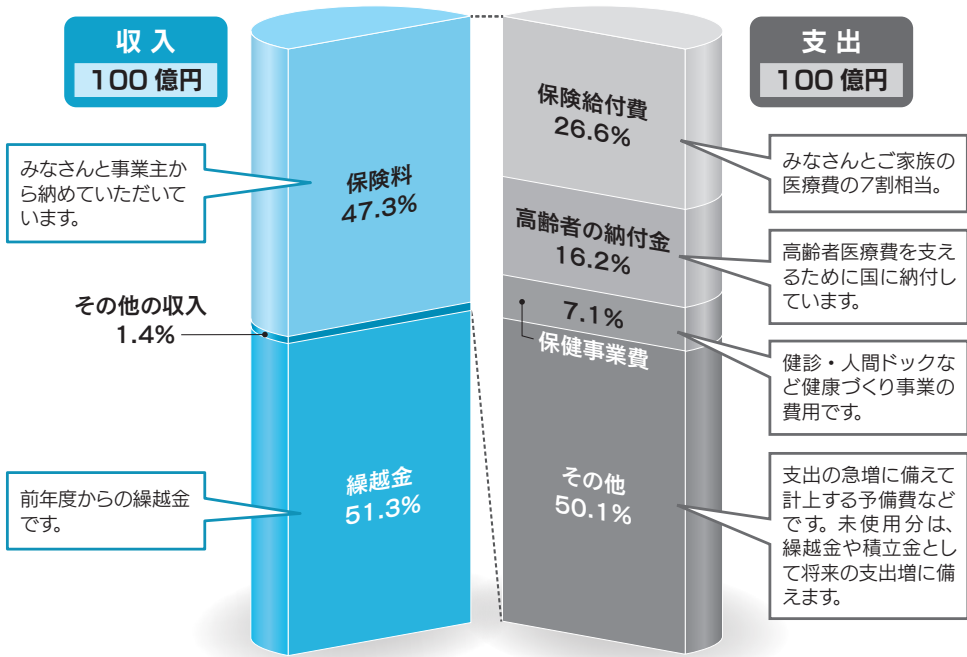
健保ニュース

2026
APRIL 4

令和8年度 予算のお知らせ

当組合の令和8年度予算と事業計画が、先日開催された組合会において可決・承認されましたので、その概要をお知らせします。

一般勘定



予算算出の基礎数値 (一般勘定)

- 被保険者数 計 10,500 人
[男 8,805 人]
[女 1,695 人]
- 平均標準報酬月額 333,317 円
[男 352,845 円]
[女 229,824 円]
- 総標準賞与額 (年間合計) 6,146,198 千円
- 平均年齢 43.36 歳
[男 44.00 歳]
[女 40.06 歳]
- 被扶養者数 6,968 人
- 扶養率 0.67 人

介護勘定

| 収入 | | 支出 | |
|--------|----------|----------|----------|
| 科目 | 予算割合 | 科目 | 予算割合 |
| 介護保険収入 | 49.6 (%) | 介護納付金 | 41.3 (%) |
| 繰越金 | 50.2 | 介護保険料還付金 | 0.0 |
| 雑収入 | 0.1 | 一般勘定繰入 | 0.1 |
| 一般勘定受入 | 0.1 | 雑支出 | 0.0 |
| 合計 | 100.0 | 予備費 | 58.6 |
| | | 合計 | 100.0 |

予算算出の基礎数値 (介護勘定)

- 第2号被保険者数 8,245 人
- 上記のうち被保険者数 6,764 人
- 平均標準報酬月額 355,745 円

子ども勘定

| 収入 | | 支出 | |
|--------------|----------|---------------|----------|
| 科目 | 予算割合 | 科目 | 予算割合 |
| 子ども・子育て支援金収入 | 99.9 (%) | 子ども・子育て支援納付金 | 87.1 (%) |
| 一般勘定受入 | 0.1 | 子ども・子育て支援金還付金 | 0.1 |
| 合計 | 100.0 | 予備費 | 12.8 |
| | | 合計 | 100.0 |

● 健康保険料率・介護保険料率は据え置き、子ども・子育て支援金率が新たに導入されます

| | 令和8年度 | 被保険者 | 事業主 | 合計 |
|-------------|-------|-----------|-----------|------------|
| 健康保険料率 | | 50.10 (%) | 50.10 (%) | 100.20 (%) |
| 介護保険料率 | | 9.75 | 9.75 | 19.50 |
| 子ども・子育て支援金率 | | 1.15 | 1.15 | 2.30 |

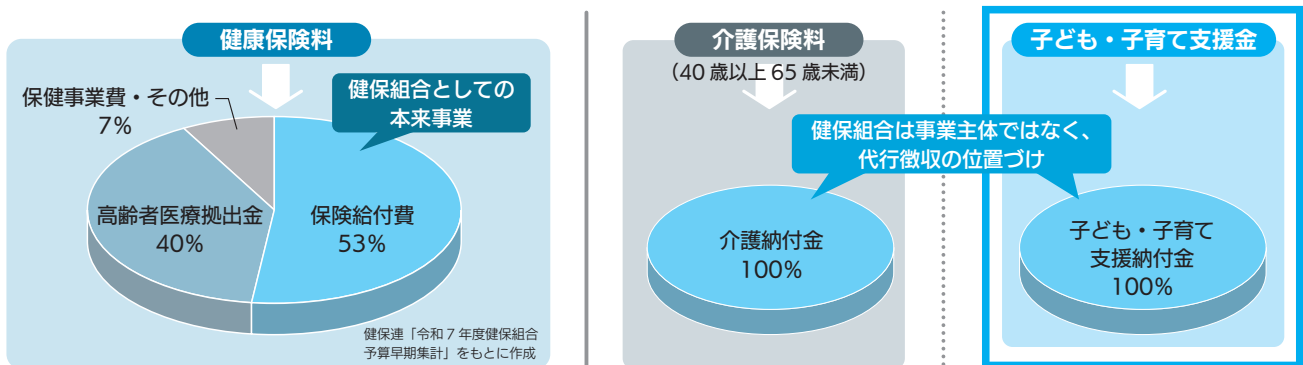
3つ目の保険料、はじまる “子ども・子育て支援金”

社会全体で子ども・子育て世帯を支援するため、令和8年4月分保険料（5月給与控除分）から、子ども・子育て支援金の徴収がはじまります。みなさんは、健康保険料、介護保険料（40歳以上65歳未満）に加え、子ども・子育て支援金を負担することになります。

3年間で段階的に構築する少子化対策のための特定財源

子ども・子育て支援金は、社会連帯の理念を基盤として、子どもや子育て世帯を全世代・全経済主体が支える新しい分かち合い・連帯のしくみです。令和8年度から令和10年度にかけて段階的に構築される少子化対策のための特定財源で、児童手当の拡充、妊婦のための支援給付、こども誰でも通園制度など法律で定められた子ども・子育て世帯向けの給付のみに充てられます。

子ども・子育て支援金の徴収は、国からの要請で健保組合も担うことになりました。ただし、介護保険と同様、健保組合は事業主体でないため「子ども勘定」が創設され、徴収した子ども・子育て支援金はそのまま国へ納めることになります。



被用者保険には一律の保険料率が設定される

被保険者と事業主は、令和8年4月分保険料から、健康保険料、介護保険料（40歳以上65歳未満）に加え、子ども・子育て支援金を負担することになります。

その支援金率は、国から被用者保険（健保組合、協会けんぽ、共済組合）一律で示され、原則として被保険者と事業主で折半負担します（任意継続被保険者は事業主分も負担します）。令和8年度の支援金率は0.23%（被保険者負担分0.115%、事業主負担分0.115%）となります。

また、子ども・子育て支援金は、健康保険料、介護保険料と同様、賞与からも徴収されます。

子ども・子育て支援金は以下の事業に充てられます

総額3.6兆円規模のこども未来戦略「加速化プラン」のうち、1兆円程度（令和10年度以降）が子ども・子育て支援金で確保されます。

児童手当の抜本的な拡充

令和6年10月から、所得制限を撤廃、高校生年代まで延長、第3子以降は3万円に増額

妊婦のための支援給付

令和7年4月から、妊娠申請時5万円、出産届出後1人につき5万円の経済支援

こども誰でも通園制度

令和8年4月から、月一定時間までの枠内で、時間単位等で柔軟に通園が可能なくみを創設

出生後休業支援給付

令和7年4月から、子の出生後の一定期間に男女で育休を取得した場合に、育児休業給付とあわせて最大28日間手取り10割相当となるよう給付を創設

育児時短就業給付

令和7年4月から、2歳未満の子を養育するために時短勤務をしている場合に、時短勤務中に支払われた賃金額の最大10%を支給

国民年金第1号被保険者の育児期間に係る保険料の免除措置

令和8年10月から、自営業やフリーランス等の国民年金第1号被保険者について、その子が1歳になるまでの期間の国民年金保険料を免除